

身体的拘束等適正化のための指針

Ⅰ 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 法人としての理念

①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当法人は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

【スイミングスクール】 KSS

- ・嫌がっているのにも関わらず強く捕まえて補助を行う。
- ・罰として長時間正座させる、立たせる。

【デイサービス】 寿デイサービス・ゆうらく

- ・車いすから立ち上がらないように腰ベルトをつける。
- ・フロアから出ていかないように入口の鍵をかける。

【有料老人ホーム】 ゆうらく寿

- ・徘徊しないように、車いすやベッドに四肢をひもなどで縛る。
- ・転落しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ・自分でベッドから降りられないように四点柵で囲む。
- ・車いすからずり落ちないように腰ベルトや車いすにテーブルを常時取り付ける。
- ・脱衣やおむつ外しをしないようにつなぎ服やミトンをつける。
- ・徘徊しないように、故意に車いすの空気を抜く。

【学童クラブ】 VI-VA

- ・集合等で並ばない子を並ばせるとき強く引っ張る
- ・言うことを聞かないので長時間個室に無理やり閉じ込める。

【児童デイサービス】 リズム・リーる

- ・支援中に立ち歩くので、離席しないように椅子にベルトで固定する
- ・イスをガタガタさせるので、指導員が足でお子様の足を押さえ続ける
- ・他の友達にちょっかいをださないようにお子様の両手を押さえ続ける
- ・気持ちを落ち着かせるために、お子様のみを部屋に残して施錠する。

③目指すべき目標

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当するとリスクマネジメント委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・承認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者様の様態やケア・療育の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

（2）施設としての方針

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

①利用者の理解と基本的なケア・療育の向上により身体的拘束のリスクを除きます。

利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケア・療育の実施に努めます。

②責任ある立場の職員が率先して法人全体の資質向上に努めます。

身体的拘束等をしないサービスを提供していくために、各施設サービス提供に関わる職員全体で以下の共通認識をもつように話し合いを行います。

- ・他の利用者への影響や職員の負担軽減を考えて、安易に身体的拘束を実施していないか。
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないのか）。

③身体的拘束適正化のため本人・ご家族と話し合います。

行わざるを得ない場合は、3要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしていることを確認し、本人及びご家族に丁寧に説明をして同意を得た上で行います。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

（1）身体的拘束適正化検討のための委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討のための専門部門をリスクマネジメント委員会に設置し、各施設における身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会は二月に一度以上の頻度で行います。

特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

（2）委員会の構成員

会長：代表取締役

副会長：専務

各部署所属長、各部署 虐待・身体拘束防止対策担当者

(3) 構成員の役割

身体的拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(4) 委員会の検討事項

- ①前回の振り返り
- ②3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- ③意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ④今後の予定（研修・次回委員会）
- ⑤今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

所定の書式にて議事録を作成し、その内容を職員に周知します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケア・療育の敢行を図り、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施（県や市町村は実施する研修会等への参加、報告など）

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

個々の心身の状況を勘案し、当該利用者の特徴・障がいを理解した上で身体拘束を行わないケア・療育の提供をすることが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用にて必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

(1) 3要件の確認

身体拘束を行う条件として以下の3つの要素の全てを満たしている場合に限られます。

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替性がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 委員会の開催

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、速やかに委員会を開催します。

- ・3要件（切迫性、非代替性、一時性）の全てを満たしているかどうかの確認
- ・当該利用者のご家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができかどうかを協議する。
- ・身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。

- ・身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し、確認する。
- ・早期の拘束解除に向けた取り組みを検討する。

(3) 利用者本人やご家族等に対する説明

本人及びご家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

説明は、責任者もしくはそれに準ずる者が行います。

児童デイサービスについては、個別支援計画書に身体拘束を行う可能性とその内容を盛り込み、本人及び保護者からの同意を得た上で実施します。

(4) 記録

緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

身体的拘束検討・実施等に係る具体的な記録は、定められた様式を用います。なお、記録は5年間保存します。

5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の様態（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行います。

6 本指針の閲覧

本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や当法人のホームページへ記載します。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。